

平成28年度 指定管理者モニタリングレポート  
(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市立歴史民俗資料館
所在地	八尾市千塚三丁目180番地の1
所管課	教育総務部文化財課

指定管理者	名称 公益財団法人八尾市文化財調査研究会 代表者 理事長 野村 孝次 住所 八尾市幸町四丁目58番地の2
指定期間	平成26年4月1日 ~ 平成31年3月31日 (5年間)

1. 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
<p>展示の内容は八尾の古墳群や河内木綿・藍などの八尾の深くて豊かな歴史を知ることができ、わかりやすいとのアンケート結果が多く、また職員の対応が丁寧で親切であるとの評価をいただいております。展示や講座などの事業内容、職員の対応をはじめ、利用者へのサービスの向上が図られている。</p> <p>【利用者アンケート（利用者の満足度等）】</p> <p>①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査対象：施設利用者</li> <li>・調査時期：平成28年9月24日～平成28年11月4日</li> <li>・調査方法：施設内でアンケート用紙を配布し回答を得る</li> <li>・回答状況：アンケート用紙230枚を配布、174枚を回収（回収率76%）</li> </ul> <p>②アンケート結果の概要（利用者の満足度等）</p> <p>受付の対応については92.0%が満足、施設の清掃については90%が満足という結果で施設利用者の満足度は高く好印象であった。展示については、展示資料が多くわかり易い説明に対して89%が満足されている。</p>	S

2. 公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
<p>古文書ボランティア、ボランティア養成講座、やおまち歩き研究会の参加など、市民参画の事業を積極的に行われているほか、コミュニティセンターでの連続講座など地域・関係機関との連携事業も広く行われている。</p>	A

3. 適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
<p>緊急時発生の対応もマニュアルを整備され避難訓練も行われている。</p> <p>法定点検・施設の検査も計画通り実施されている。</p> <p>修繕・維持管理も迅速かつこまやかになされている。</p> <p>施設管理、設備の保守管理、施設の清掃、施設利用案内等適正に行われている。</p>	S

#### 4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
団体の経営状況に問題はなく、業務執行体制も博物館相当施設として適切に学芸員を配置し、業務執行体制も適切に行われており、指定管理料も収支計画に基づき適切に執行されている。	S

#### 5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
市内の文化財を収集・保存し展示して一般に広く公開するという設置目的を果たし、さらに郷土の文化や八尾の魅力を発信する取り組みも行い、基準を満たしている。	S

#### 【総合評価】

	評価の視点	得点率(評価)(a)	評価配点(b)	評価点(a×b)
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	97.5% (S)	25	24.4
2	公の施設の効用発揮	84.2% (A)	15	12.6
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	94.7% (S)	25	23.7
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	92.3% (S)	25	23.1
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	95% (S)	10	9.5
合計			100	93.3

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の計算と整合しない場合がある。

総合評価	<b>S</b>
------	----------

#### 【モニタリング内容の総括】

本年度も管理運営は適正に行われている。積極的に市民参画や地域連携、学校教育への支援の取り組み等を行い、学術上も高い調査研究の成果をわかりやすい展示や講座を中心とした事業で市民に還元など、八尾の歴史を内外に発信した施設運営は高く評価できる。

#### <参考>

##### ■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。